

広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備について

「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業」について、学校給食センター部分は建築基準法上、工場の用途に該当するため、第一種住居地域である旧安佐市民病院南館跡地に整備するに当たっては、用途制限に係る特例許可を得た上で建築する必要があります。

この特例許可を得るため、下記1のとおり、利害関係者から意見を聴取する公聴会を開催するとともに、学識経験者等で構成される建築審査会に説明し、同意を得ました。

今後は、用途制限の特例許可、建築計画の審査に係る手続を経た上で、令和6年9月～10月頃に工事着手するとともに、下記2のとおり本施設の2階部分の運用方法について本協議会とも調整を行い、令和8年1月の供用開始を目指して取組を進めます。

1 説明状況

(1) 公開による意見の聴取会（公聴会）※

日 時：令和6年7月11日（木）午後7時～午後8時

出席者：利害関係者等の4名

〔主な意見等〕

- ・ 工事期間中における騒音や粉塵への対策、運営期間中における臭気への対策に関すること。
- ・ 工事期間中における地域住民からの相談や要望などの声への対応に関すること。

※本公聴会の開催に当たり、可部南小学校区内の町内会長や安佐医師会病院などの地元関係者へも説明を実施

(2) 建築審査会

日 時：令和6年7月23日（火）午後1時10分～午後3時

出席者：大学教授等の委員6名

〔主な意見等〕

- ・ 学校給食センターの整備に伴う給食提供校の範囲及び配送車両の運行に伴う周辺交通への影響に関すること。
- ・ 学校給食センターから発生する騒音、振動及び臭気への対策に関すること。

2 今後の調整事項

安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトにおける「食育発信拠点としての機能も備えた学校給食センター」を実現するため、本施設の2階部分には研修室、調理実習室（キッチンスタジオ）、オープンスペース等を整備します。

これらの諸室等の運用方法について、おおまかな運用方法の案がまとまり次第、本協議会へも報告した上で調整を行い、令和7年度に条例等において定める予定です。